

令和 8 年 2 月 27 日
沖縄総合事務局開発建設部

令和 8 年 3 月 1 日から適用する公共工事設計労務単価の取扱いに関する留意事項

1. 予定価格作成に使用する単価について

沖縄総合事務局開発建設部（各事務所含む。）で発注する工事の予定価格は、令和 8 年 3 月 1 日以降に入札書提出期限日を設定している工事については、令和 8 年 3 月 1 日から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）を使って積算を行いますので、入札書作成の際はご留意願います。

【予定価格作成に使用する単価】

1. 入札書提出期限が～令和 8 年 2 月 28 日まで **旧単価（R7.3）** で積算。
2. 入札書提出期限が令和 8 年 3 月 1 日以降 **新単価（R8.3）** で積算。

2. 令和 8 年 2 月 28 日までに入札書提出期限日が設定され、令和 8 年 3 月 1 日以降に契約する工事について

新労務単価の適用に伴い、新労務単価適用日（令和 8 年 3 月 1 日）時点で未契約工事については、適正な価格で契約を行うことを考慮し、契約後、新労務単価により算出された請負代金額に変更するための協議（工事請負契約書第 62 条）を請求することができることとします。

3. インフレスライドの適用について

平成 26 年 1 月 30 日付け通知「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」を引き続き適用できることとし、令和 8 年 2 月 28 日までに契約済となっている工事で残工期が 2 ヶ月以上^{※1}ある工事については、工事請負契約書第 26 条第 6 項が適用できる可能性があるため、適用条件をご確認願います。

なお、請求にあたっての詳細については、インフレスライド条項運用マニュアル等^{※2}をご確認ください。

※1：スライド基準日から残工期 2 ヶ月以上あること

※2：「賃金等の変動に関する工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」<https://www.ogb.go.jp/kaiken/koji/007864>

現行の工事請負契約書において、インフレスライドに関する条項が変更（第 25 条第 6 項→第 26 条第 6 項）されておりますが、上記通知は引き続き適用されます。